

申13号 緊急交渉12月9日開催

「びゅうトラベルサービスの業務拡大に関する議事録確認を遵守する緊急申し入れ」団体交渉!

新たに開業する新宿駅訪日旅行センターに「一部びゅうプラザの機能を残す」と言われていることを受け、議事録確認を遵守することを求め、団体交渉を行いました。

申し入れ項目

1. 議事録確認に基づいて訪日旅行センターの運営は、びゅうトラベルサービスが独自運営できる体制を確立すること。

確認事項

1. 「びゅうトラベルサービスの業務拡大に関する議事録確認（平成18年12月14日締結）を遵守する。
2. 「訪日旅行センター」の運営の主体は「びゅうトラベルサービス」であり、独自運営をすることが基本である。

びゅうトラベルサービスは旅行業の戦略子会社として位置づけ、専門特化された事業を担うことを再確認!!

新宿駅訪日旅行センターの委託販売体制

1. 「びゅう商品」委託販売は500社と契約し、びゅうトラベルサービスもその中の1社である。
2. 既存4店舗（成田空港駅、空港第2ビル駅、東京駅、羽田空港国際線ビル駅）で外国人へ「びゅう商品」を販売している。日本人へ販売可能であるがニーズがなかった。
3. 「新宿駅訪日旅行センター」は、日本人に分かりやすくするために店舗に「びゅうプラザ」と表記を行うが、びゅうプラザの業務を移管するわけではない。
4. 「新宿駅訪日旅行センター」発足時、JRからの出向は行わない。

組合員の不安を払拭し、働きがいのある職場を創ろう!!